

政令第二百六十号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項第一号及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の一六の項を次のように改める。

一六	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)	全地域(
	(二) 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて	表第三に掲げる地域を除く

、経済産業省令で定めるもの（（一）及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「から第五号まで」を「から第六号まで」に改め、同号イ中「及び第三号」を「第三号及び第四号」に改め、同項第五号中「第三号のイ及びロのいずれの場合にも」を「第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも」（別表第三の二に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「別表第三の二」を「別表第三の三」に、「前号のイ及びロのいずれの場合にも」を「第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも」（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「一六の項の中欄」を「一六の項（二）」に、「同表」を「同項の」に改め、「場合にも」の下に「（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ及びロ

のいずれの場合にも)」を加え、同号に次のように加える。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第四条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可

の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

別表第一の一六の項を次のように改める。

一六	(一) 次に掲げる貨物（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの 1 ニッケル合金又はチタン合金 2 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリ―ノルマル―ブチルを含むもの	全地域（別表第三に掲げる地域を除く。）
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

-
-
- 3 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
 - 4 軸受又はその部分品
 - 5 工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品
 - イ 数値制御を行うことができる工作機械
 - ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）
 - ハ 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）
 - 6 二次セル
 - 7 波形記憶装置
 - 8 電子部品実装ロボット
 - 9 電子計算機又はその部分品
 - 10 伝送通信装置又はその部分品
-
-

-
-
- 11 フェーズドアレーアンテナ
 - 12 通信妨害装置又はその部分品
 - 13 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
 - 14 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
 - 15 センサー用の光ファイバー
 - 16 レーザー発振器又はその部分品
 - 17 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
 - 18 重力計
 - 19 レーダー又はその部分品
 - 20 加速度計又はその部分品
 - 21 ジャイロスコープ又はその部分品
-
-

-
-
- 22 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
 - 23 ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
 - 24 水中用のカメラ又はその附属装置
 - 25 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
 - 26 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
 - 27 ガスタービンエンジン又はその部分品
 - 28 ロケット推進装置又はその部分品
 - 29 若しくは28に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
 - 30 航空機又はその部分品
 - 31 ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
-
-

32	フラッシュ放電型のエックス線装置
(二) 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該當する貨物（（一）及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	

別表第三の二を別表第三の三とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二（第四条關係）

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン

附 則

この政令は、平成二十年十一月一日から施行する。

理由

我が国経済をめぐる最近の国際情勢にかんがみ、国際的な申合せに基づく規制を実施するため、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある貨物の輸出について、その貨物が銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場合に許可を要することとする等の必要があるからである

。